

上越市の環境について

1 上越市の環境とは

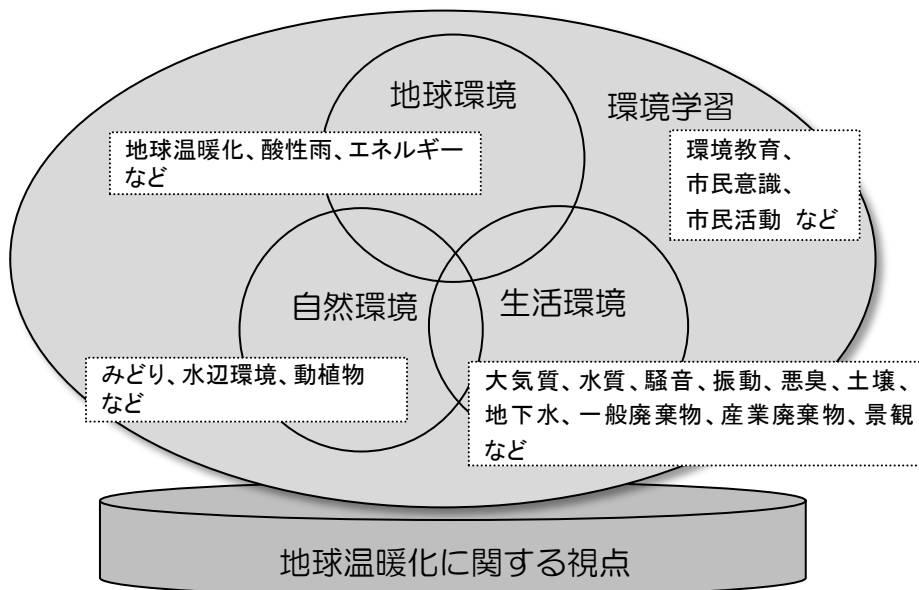
市では、上越市環境基本条例に基づき、毎年、環境の保全に関する施策並びに環境の状況を、報告、公表することとしています。本誌では、これを「環境保全の施策」と「環境保全の施策（データ編）」として記載しました。環境保全の施策は、次項に示す環境基本計画に基づいた施策としています。

2 環境基本計画

市は、同条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため平成 10 年度に環境基本計画を策定し、平成 27 年 3 月に第 3 次環境基本計画を策定しました（計画期間は平成 27 年度から令和 4 年度まで）。

(1) 対象とする範囲

第 3 次環境基本計画では、対象範囲を「生活環境」「自然環境」「地球環境」「環境学習」の 4 分野とし、「地球温暖化」をすべてに影響する共通の視点として設定しました。

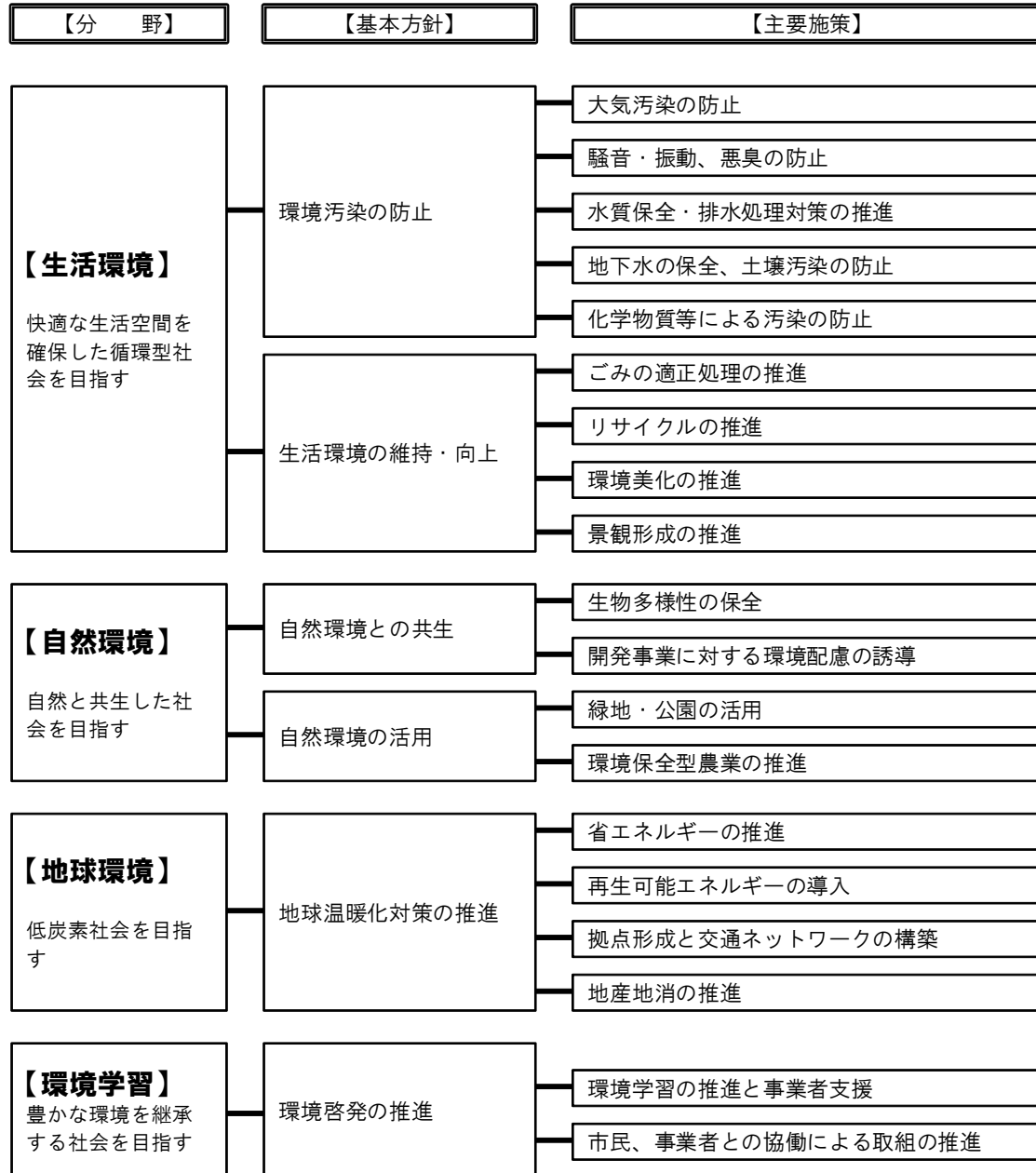


また、分野ごとに以下のような望ましい環境像を定めました。

- (ア) 「生活環境」・・・快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す
- (イ) 「自然環境」・・・自然と共生した社会を目指す
- (ウ) 「地球環境」・・・低炭素社会を目指す
- (エ) 「環境学習」・・・豊かな環境を継承する社会を目指す

(2) 環境施策の体系

環境基本計画では、以下のような施策を定めています。



(3) 環境配慮指針

分野ごとの望ましい環境像を実現するため、環境に影響を及ぼす開発行為や社会経済活動に対して環境に配慮すべき事項を明らかにし、市民および事業者に各種の開発事業や日常行動における環境配慮を要請するものです。